

○国立大学法人宮崎大学職員給与規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成17年11月24日	平成18年3月30日
	平成19年3月30日	平成19年11月30日
	平成20年6月26日	平成21年3月30日
	平成21年5月29日	平成21年11月27日
	平成22年3月30日	平成22年11月25日
	平成23年3月30日	平成24年3月29日
	平成24年6月28日	平成25年3月28日
	平成25年9月26日	平成26年3月28日
	平成26年11月27日	平成27年3月26日
	平成27年11月26日	平成28年2月26日
	平成28年3月25日	平成28年11月24日
	平成28年12月22日	平成29年3月23日
	平成29年12月21日	平成30年2月22日
	平成30年3月22日	平成30年12月27日
	平成31年2月4日	平成31年3月28日
	令和元年11月28日	令和2年3月26日
	令和2年5月28日	令和2年11月26日
	令和2年12月24日	令和3年3月25日
	令和4年3月9日	令和4年3月25日
	令和4年5月26日	令和4年9月22日
	令和4年11月24日	令和5年1月26日
	令和5年3月23日	令和5年11月29日
	令和6年2月22日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条及び国立大学法人宮崎大学有期契約職員就業規則（以下「有期職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学の非常勤職員を除く職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給、調整給、役職給、異動保障給、広域異動給及び教職調整給とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、看護職員特例手当、処遇改善手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び競争的研究費等業績手当とする。
- (3) 賞与は、期末給及び勤勉給とする。

第2章 給与の支給

(給与の支給日)

第4条 基本給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、看護職員特例手当及び処遇改善手当は、その月の月額的全額を毎月17日

に、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。また、競争的研究費等業績手当は、別に定める手続きにより決定された日の翌々月 17 日に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）
 - (2) 支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日
 - (3) 支給日が休日（前 2 号に規定するものを除く。）に当たるときは、支給日の翌日
- 2 期末給及び勤勉給は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（給与の支給方法）

第 5 条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次に掲げるものは、これを控除する。

- (1) 法令等により職員の給与から控除するものとして定められたもの
 - (2) 給与から控除することについて労基法第 24 条第 1 項後段の規定により書面で協定されたもの
- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合には、その者の指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法によって給与を支払うことができる。

（退職時等の給与の支給）

第 6 条 職員が第 4 条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、同条の規定にかかわらず 7 日以内に給与を支給する。

（日割計算）

第 7 条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職（死亡による退職を除く。）し、又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡した場合は、その月までの俸給を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の場合における俸給の計算は、その月の現日数から国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間・休暇等規程」という。）第 6 条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって行う。
- 5 前 4 項の規定は、調整給、役職給、教職調整給、初任給調整手当、看護職員特例手当、異動保障給、広域異動給、義務教育等教員特別手当及び処遇改善手当の支給について準用する。

第 3 章 基本給

（俸給）

第 8 条 職員の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、次条の俸給表によりその月額を定めて、これを支給する。

（俸給表）

第 9 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表（別表第 1 - 1）
- (2) 技能・労務職員俸給表（別表第 1 - 2）
- (3) 教育職員Ⅰ俸給表（大学教員）（別表第 1 - 3）
- (4) 教育職員Ⅱ俸給表（附属学校等教員）（別表第 1 - 4）
- (5) 医療職員Ⅰ俸給表（医療技術職員）（別表第 1 - 5）
- (6) 医療職員Ⅱ俸給表（看護職員）（別表第 1 - 6）
- (7) 指定職員俸給表（別表第 1 - 7）

（初任給）

第 10 条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(初任給基準を異にする異動の場合の俸給)

第11条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の俸給は、その異動後の職務に応じ決定するものとする。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給)

第12条 職員を俸給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の俸給は、その異動後の職務に応じ決定するものとする。

(昇格)

第13条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 職員が職員就業規則第11条又は有期職員就業規則第11条の規定により降任された場合には、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第15条 昇給日前1年間に勤務実績があり勤務成績の判定ができる者は、第17条に定めるところにより、上位の号俸に昇給させることができる。

(昇給日)

第16条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。ただし、教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員のうち、宮崎県との人事交流により採用された者の昇給日は4月1日とする。

(昇給の実施方法)

第17条 第15条に規定する職員(指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその級がこれに相当するものとして学長が指定する職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、学長が決定するものとする。

3 55歳(技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する級における最高号俸を超えて行うことができない。

(初任給等の必要事項)

第18条 前8条に規定するもののほか、初任給、昇格、降格及び昇給に関し必要な事項は学長が別に定める。

(調整給)

第19条 同一の俸給表の級を適用する職員のうち、業務の複雑性、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤労環境等その他労働条件に差異があると認めるものについては、調整給を支給する。

2 調整給を支給する職員の範囲、支給額その他調整給の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(役職給)

第20条 管理又は監督の地位にある職員に役職給を支給する。

2 前項に規定する役職給の月額は、労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

3 役職給を支給する職員の範囲、支給額その他役職給の支給に関し必要な事項は学長が別に定める。

(異動保障給)

第21条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）若しくは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事業若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの、独立行政法人若しくは国立大学法人に使用される者（以下「一般職給与法適用職員等」という。）であった者のうち、給与法に規定する地域手当に相当する給与の支給を受けていた者が、引き続き職員に採用された場合（異動前の地域手当に相当する給与を受けていた地域に6月を超えて在勤していた場合に限る。）には、異動の日から2年を限度として、異動保障給を支給する。

2 異動保障給の月額、別表第2に定めるところによる。

（広域異動給）

第21条の2 職員が勤務場所を異にして異動した場合において、異動前後の勤務場所間の距離及び異動前の住居から異動後の勤務場所までの距離のいずれもが60km以上となるときは、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、調整給、教職調整給、役職給及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動給を支給する。ただし、当該異動に当たり広域異動給を支給することが適当でないと学長が認める場合はこの限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動給を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動給が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動給の支給割合が当初広域異動に係る広域異動給の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動給の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動給の支給割合が当初広域異動に係る広域異動給の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動給を支給しない。

3 一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となった者には前2項の規定に準じて広域異動給を支給する。

4 前3項の規定により広域異動給を支給されることとなる職員が異動保障給を支給される職員である場合における広域異動給の支給割合は、前3項の規定による広域異動給の支給割合から当該異動保障給の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動給の支給割合が当該異動保障給の支給割合以下であるときは、広域異動給は支給しない。

（教職調整給）

第22条 義務教育諸学校等に勤務する職員には、その職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教職調整給を支給する。

2 教職調整給を支給する職員及びその月額は、別表第3に定めるところによる。

3 前2項に規定する教職調整給は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を含むものとする。ただし、時間外勤務手当及び休日勤務手当の合計額が当該月の教職調整給の額を超える場合は、超える部分を当該時間外勤務手当及び休日勤務手当として支給するものとする。

第4章 諸手当

（扶養手当）

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、別表第4に定めるところによる。

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第26条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額、別表第5に定めるところによる。

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額、別表第6に定めるところによる。
- 3 部局等を異にする異動又は勤務する部局等の移転に伴い、所在する地域を異にする部局等に勤務することとなったことにより、通勤に変更を生ずることとなった第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は部局等の移転の直前の住居（以下この項において「直前の住居」という。）からの通勤のため、鉄道の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「高速自動車国道等」という。）を利用しなければ、通勤することが別に定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、直前の住居から通勤のため高速自動車国道等を利用することが、別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものと認められるものである場合に、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、別表6の規定にかかわらず、別に定める基準により算出した額と同表の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となった者について準用する。

(単身赴任手当)

第26条 一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額、別表第7に定めるところによる。

(特殊勤務手当)

第27条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員には、その勤務に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(初任給調整手当)

第28条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による補充が困難であると認める職員には、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、別表第8に定めるところによる。

(宿日直手当)

第29条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、別表第9に定めるところによる。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 役職給を支給される職員(以下「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、別表第10に定めるところによる。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校及び附属幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、別表第11に定めるところによる。

(処遇改善手当)

第31条の2 処遇改善手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 附属幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭及び講師

(2) 医学部附属病院に勤務する医療従事者のうち、別表第11の2に定める者

2 処遇改善手当の月額は、別表第11の2に定めるところによる。

(看護職員特例手当)

第31条の3 医学部附属病院に勤務する医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員で、当該手当の受給を選択した後、同意書を提出した職員のうち、学長が特に必要と認めた職員には、看護職員特例手当を支給する。

2 看護職員特例手当の月額は、20,000円とする。

(競争的研究費等業績手当)

第31条の4 宮崎大学における外部研究費に係るPI人件費制度の適用を受けた研究代表者等に対し、同制度の適用に係る研究活動に従事したエフォートを乗じて得た額を基礎として、100分の50を上限に乗じて得た額を競争的研究費等業績手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、競争的研究費等業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第32条 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(第2項に該当する職員は除く。)には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。))である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を時間外勤務手当として支給する。

2 所定労働時間が祝日・年末年始となる職員で所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を時間外勤務手当として支給する。

3 所定労働時間を超えて勤務した時間及び休日において勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定労働時間を超えて勤務した時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第33条 休日において勤務することを命ぜられた職員及びこれに準ずる職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を休日勤務手当として支給する。

2 所定労働時間を超えて勤務した時間及び休日において勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日において勤務した時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第34条 所定労働時間が深夜とされている職員には、深夜に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第5章 賞与

(期末給)

第35条 期末給は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。)し、又は解雇された職員(懲戒による解雇は除く。)に支給する。

2 職員が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、期末給は支給しない。

- (1) 職員が基準日に休職を命ぜられ給与の支給を受けていない場合
- (2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
- (3) 職員が基準日に停職を命ぜられている場合
- (4) 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇(以下「離職」という。)された職員が、離職した日に前3号のいずれかに該当する場合

3 期末給の額は、別表第12に定めるところによる。

第36条 次のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末給は支給しない。

- (1) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒により解雇された職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 次条第1項の規定により期末給の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

第37条 学長は、支給日に期末給を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが、次のいずれかに該当する場合は、当該期末給の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末給を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末給に関する適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき

2 学長は、一時差止処分について、次のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関

し禁固以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末給の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、学長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末給の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(勤勉給)

- 第38条 勤勉給は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。）し、又は解雇された職員（懲戒による解雇は除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。
- 2 職員が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、勤勉給は支給しない。
 - (1) 職員が基準日に休職を命ぜられている場合
 - (2) 職員が基準日に停職を命ぜられている場合
 - (3) 基準日前1箇月以内に離職した職員が、離職した日に前2号のいずれかに該当する場合
- 3 勤勉給の額は、別表第13に定めるところによる。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉給の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

第39条 削除

第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第40条 第32条から第34条まで、第42条、第44条及び第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、調整給、役職給及び教職調整給並びにこれらに対する異動保障給、広域異動給、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、看護職員特例手当及び処遇改善手当の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、当該勤務が第27条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる特殊な勤務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの特殊勤務手当の額を、前項の規定による額に加算した額とする。

(休職者の給与)

- 第41条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付等（以下「労災補償等」という。）を受ける場合にあっては、当該労災補償等に相当する額を除いた額）を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当、処遇改善手当及び期末給の100分の80以内を支給することができる。
- 3 職員が研究による休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当、処遇改善手当及び期末給のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当及び処遇改善手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が前4項以外の休職にされたときの給与は、学長が別に定める。

(給与の減額)

- 第42条 職員が勤務しないときは、休日である場合、労働時間・休暇等規程第19条に規定す

る有給休暇の場合、又は減額しないことについて特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病による療養のため労働時間・休暇等規程第 22 条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあつては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等に相当する額を除いた額を支給する。

(端数計算)

- 第 4 3 条 第 40 条に規定する労働時間 1 時間当たりの給与の額及び時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(育児休業者等の給与)

- 第 4 4 条 職員が育児休業又は出生時育児休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が部分休業を申し出て勤務しない場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末給を支給する。
- 4 第 38 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉給を支給する。
- 5 育児休業又は出生時育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。
- 6 前 5 項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(介護休業者等の給与)

- 第 4 5 条 職員が介護休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が部分休業を申し出て勤務しない場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末給を支給する。
- 4 第 38 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉給を支給する。
- 5 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

(自己啓発等休業者等の給与)

- 第 4 5 条の 2 職員が自己啓発等休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした期間を大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては 100 分の 100 以下、それ以外のものにあつては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、俸給を調整することができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(配偶者同行休業者等の給与)

- 第45条の3 職員が配偶者同行休業を取得した場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、俸給を調整することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

第7章 その他

(異動保障給等の支給方法)

- 第46条 異動保障給、広域異動給、教職調整給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、看護職員特例手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末給及び勤勉給の支給方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

- 第47条 第19条及び第20条、第22条から第24条まで並びに第27条から第34条までの規定は、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第32条から第34条までの規定は、管理職員には適用しない。

(年俸制の適用)

- 第48条 学長が特に必要と認めた職員の給与については、この規程にかかわらず年俸制を適用することができる。
- 2 年俸制に関し必要な事項は、別に定める。

(業績連動給与制の適用)

- 第48条の2 教育職員I俸給表の適用を受ける教員及び前条に定める年俸制の適用を受ける教員は、この規程にかかわらず業績連動給与制を適用することができる。
- 2 業績連動給与制に関し必要な事項は、別に定める。

(現況確認等)

- 第49条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（以下「届出手当」という。）は、年1回以上、現況確認を行う。
- 2 学長は、前項の現況確認のため、現況確認の書類の提出を求めるものとする。
 - 3 学長は、届出手当を受給している職員が正当な理由なく現況確認の書類を提出しない場合には、当該届出手当の支給を一時差止めすることができる。
 - 4 前項の場合において、支給の一時差止めから3か月以内に現況確認の書類が提出されなかった場合は、支給の一時差止め時に支給要件が消滅したものとみなす。
 - 5 学長は、第3項又は前項の処理を行う場合は、対象となる職員に対して、一時差止め又は支給要件が消滅する旨を予告するものとする。
 - 6 学長は、第4項の処理を行った場合は、対象となった職員に対して、支給要件が消滅した旨を通知するものとする。

(雑則)

- 第50条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 2 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の設立の日の前に宮崎大学の職員として在職し、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により引き続いて本法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）は、宮崎大学の職員としての在職した期間は、本法人の職員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。
- 3 承継職員となった者の本法人成立の日に適用される俸給表、級、号俸及び次期昇給時期は、第8条及び第15条にかかわらず、本法人成立の日に宮崎大学の職員として在職したものと

仮定した場合に適用される俸給表（下表により読み替えた後の俸給表）、級、号俸及び次期昇給時期とする。

読み替え前 (一般職の職員の給与に関する法律第6条に定める俸給表)	読み替え後 (職員給与規程第9条に定める俸給表)
行政職俸給表(一)	一般職員俸給表
行政職俸給表(二)	技能・労務職員俸給表
教育職俸給表(一)	教育職員Ⅰ俸給表
教育職俸給表(三)	教育職員Ⅱ俸給表
医療職俸給表(二)	医療職員Ⅰ俸給表
医療職俸給表(三)	医療職員Ⅱ俸給表
指定職俸給表	指定職員俸給表

- 4 第15条の適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「給与法」という。）附則第11条から第13条までの例による。
- 5 本法人の設立の日の前日に給与法第11条の7の規定の適用を受けている職員に対する第21条の規定の適用については、同条第1項中「場合（異動前の調整手当に相当する給与を受けていた地域に6月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは、「場合」と、「から2年」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、別表第2の期間中「1年目」とあるのは「異動の日から3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日まで」と、同表の期間中「2年目」とあるのは「異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日まで」とする。
- 6 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、職員の給与については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人宮崎大学役職員の給与の臨時特例に関する規程の定めるところによる。
- 7 平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、第31条の2第2項に定める額に次の各号に掲げる職名に応じ、当該各号に定める額を加えて支給する。
 - (1) 教授 50,000円
 - (2) 准教授 40,000円
 - (3) 講師 30,000円
 - (4) 助教 20,000円

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月期の勤勉給における第38条第3項別表第13の成績率の適用については、同表中「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」とする。
- 3 平成17年12月期の期末特別給における第39条第2項別表第14の期別支給割合の適用については、同表中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている級であった職員の切替日における級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の級が掲げられている職員の切替日における級は、学長が指定するものにあつては、旧級に対応する同欄の下段に定める級とし、その他の職員にあつては、旧級に対応する同欄の上段に定める級とする。
- 3 切替日の前日においてこの規程の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、附則第4項から第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（附則第7項で別に定める職員にあつては、同項に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（附則第6項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日において指定職員俸給表の適用を受けていた職員の号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

- 6 切替日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）及びその者が旧俸給月額を受けていた期間（次項で別に定める職員にあっては、同項に定める期間。以下「旧俸給経過期間」という。）に応じて附則別表第5に定める号俸とする。
- 7 附則第3項及び前項の「別に定める職員」は、次の各号に掲げる職員とし、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過期間とする。
- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸又は旧俸給月額（以下「旧号俸等」という。）からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸等を受けたと見なす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
 - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸等を受けたと見なす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
- イ 職員就業規則第14条又は有期契約職員就業規則第14条の規定により休職にされていた職員
- ロ 職員就業規則第38条又は有期契約職員就業規則第38条の規定により育児休業をしていた職員
- (5) 前号に掲げる職員となった後、切替日前に復職し、又は職務に復帰した者で、切替日の前日において号俸調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（この規程の改正がないものとした場合におけるその者の当該号俸調整の時期から旧号俸等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第15条第3項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員 0
- 8 切替日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月25日制定。次項において「平成22年改正規程」という。）附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第21条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- (1) 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）（次号に掲げる職員を除く） 100分の99.1
 - (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能・労務職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職員Ⅰ俸給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職員Ⅱ俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
医療職員Ⅰ俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職員Ⅱ俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

9 切替日の前日において一般職給与法適用職員等であった者から、引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において本法人の職員であったと仮定した場合に受けることとなる俸給月額（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成 22 年改正規程附則 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。

- (1) 減額改定対象職員 100 分の 99.1
- (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

10 平成 19 年 1 月 1 日における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 1 項	第 17 条第 2 項		第 17 条第 3 項		
昇給日前 1 年間	4 号俸	3 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸
平成 18 年 4 月 1 日から 同年 12 月 31 日までの期間	2 号俸	1 号俸	2 号俸	1 号俸	0 号俸

11 平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 2 項		第 17 条第 3 項		
4 号俸	3 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸
3 号俸	2 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸

附則別表第 1 級の切替表（附則第 2 項関係）

俸給表	旧 級	新 級
一般職員俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	
	7 級	4 級
	8 級	
	9 級	5 級
	10 級	
技能・労務職員俸給表	11 級	6 級
		7 級
	3 級	3 級
4 級		
5 級	4 級	

教育職員 I 俸給表	6 級	5 級
	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の級が掲げられている級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20

	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			

	9月以上 12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上 12月未滿			90	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上 12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上 12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上 6月未滿			102	75	106					
	6月以上 9月未滿			103	76	107					
	9月以上 12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上 6月未滿			106	78						
	6月以上 9月未滿			107	79						
	9月以上 12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上 6月未滿			110	82						
	6月以上 9月未滿			111	83						
	9月以上 12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上 6月未滿			114							
	6月以上 9月未滿			115							
	9月以上 12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上 6月未滿			118							
	6月以上 9月未滿			119							
	9月以上 12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上 6月未滿			122							
	6月以上 9月未滿			123							
	9月以上 12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上 6月未滿			125							
	6月以上 9月未滿			125							
	9月以上 12月未滿			125							
	12月以上			125							

(2) 技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
	3月未満	41	41	37	49	29	25

12	3月以上 6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上 12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上 12月未滿	48	48	44	56	36	32
14	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	59	39	35
15	9月以上 12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	62	42	38
16	6月以上 9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上 12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未滿	57	57	53	65	45	41
17	3月以上 6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上 12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
18	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上 12月未滿	64	64	60	72	52	48
19	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未滿	67	67	63	75	55	51
20	9月以上 12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未滿	70	70	65	78	58	54
21	6月以上 9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上 12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未滿	73	73	67	81	61	57
22	3月以上 6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上 12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
23	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上 12月未滿	80	80	72	88	68	64
24	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未滿	83	83	74	91	71	67
25	9月以上 12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未滿	86	86	75	94	74	69
26	6月以上 9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上 12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未滿	89	89	77	97	77	
27	3月以上 6月未滿	90	90	77	98	78	

24	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未滿	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
29	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
30	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
31	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
32	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
33	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上 12 月未滿		128				
	12 月以上		129				

(3) 教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4
	12 月以上	13	13	13	5
5	3 月未満	13	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8
	12 月以上	17	17	17	9
6	3 月未満	17	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12
	12 月以上	21	21	21	13
7	3 月未満	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16
	12 月以上	25	25	25	17
8	3 月未満	25	25	25	17
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	18
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	19
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	20
	12 月以上	29	29	29	21
9	3 月未満	29	29	29	21
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	22
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	23
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	24
	12 月以上	33	33	33	25
10	3 月未満	33	33	33	25
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	26
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	27
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	28
	12 月以上	37	37	37	29
11	3 月未満	37	37	37	29
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	30
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	32
	12 月以上	41	41	41	33
12	3 月未満	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	35

	9月以上 12月未滿	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未滿	45	45	45	37
	3月以上 6月未滿	46	46	46	38
	6月以上 9月未滿	47	47	47	39
	9月以上 12月未滿	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未滿	49	49	49	41
	3月以上 6月未滿	50	50	50	42
	6月以上 9月未滿	51	51	51	43
	9月以上 12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上 6月未滿	54	54	54	46
	6月以上 9月未滿	55	55	55	47
	9月以上 12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未滿	57	57	57	49
	3月以上 6月未滿	58	58	58	50
	6月以上 9月未滿	59	59	59	51
	9月以上 12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上 6月未滿	62	62	62	54
	6月以上 9月未滿	63	63	63	55
	9月以上 12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上 6月未滿	66	66	66	58
	6月以上 9月未滿	67	67	67	59
	9月以上 12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上 6月未滿	70	70	70	62
	6月以上 9月未滿	71	71	71	63
	9月以上 12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上 6月未滿	74	74	74	66
	6月以上 9月未滿	75	75	75	67
	9月以上 12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上 6月未滿	78	78	78	70
	6月以上 9月未滿	79	79	79	71
	9月以上 12月未滿	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未滿	81	81	81	73
	3月以上 6月未滿	82	82	82	74
	6月以上 9月未滿	83	83	83	75
	9月以上 12月未滿	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77
23	3月未滿	85	85	85	77
	3月以上 6月未滿	86	86	86	78
	6月以上 9月未滿	87	87	87	79
	9月以上 12月未滿	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上 6月未滿	90	90	90	82
	6月以上 9月未滿	91	91	91	83
	9月以上 12月未滿	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
	3月未滿	93	93	93	85

25	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88
	12 月以上	97	97	97	89
26	3 月未滿	97	97	97	89
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92
	12 月以上	101	101	101	93
27	3 月未滿	101	101	101	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
28	3 月未滿	105	105	105	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 12 月未滿	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			

36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			

(4) 教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級				
	経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27

	9月以上 12月未滿	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未滿	45	45	41	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	31
	9月以上 12月未滿	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未滿	49	49	45	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	35
	9月以上 12月未滿	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未滿	53	53	49	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	37
	6月以上 9月未滿	55	55	51	37
	9月以上 12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	
	3月以上 6月未滿	58	58	54	
	6月以上 9月未滿	59	59	55	
	9月以上 12月未滿	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未滿	61	61	57	
	3月以上 6月未滿	62	62	58	
	6月以上 9月未滿	63	63	59	
	9月以上 12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未滿	65	65	61	
	3月以上 6月未滿	66	66	62	
	6月以上 9月未滿	67	67	63	
	9月以上 12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未滿	69	69	65	
	3月以上 6月未滿	70	70	66	
	6月以上 9月未滿	71	71	67	
	9月以上 12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未滿	73	73	69	
	3月以上 6月未滿	74	74	70	
	6月以上 9月未滿	75	75	71	
	9月以上 12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上 6月未滿	78	78	74	
	6月以上 9月未滿	79	79	75	
	9月以上 12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上 6月未滿	82	82	78	
	6月以上 9月未滿	83	83	79	
	9月以上 12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上 6月未滿	86	86	82	
	6月以上 9月未滿	87	87	83	

	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	125	126		
	6 月以上 9 月未滿	125	127		
	9 月以上 12 月未滿	125	128		
	12 月以上	125	129		

34	3 月未滿		129		
	3 月以上 6 月未滿		130		
	6 月以上 9 月未滿		131		
	9 月以上 12 月未滿		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未滿		133		
	3 月以上 6 月未滿		134		
	6 月以上 9 月未滿		135		
	9 月以上 12 月未滿		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未滿		137		
	3 月以上 6 月未滿		138		
	6 月以上 9 月未滿		139		
	9 月以上 12 月未滿		140		
	12 月以上		141		

(5) 医療職員 I 俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級								
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26	22

12	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12 月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12 月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12 月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3 月未滿	77	77	77	73	69			
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70			
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71			
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72			
	12 月以上	81	81	81	77	73			
22	3 月未滿	81	81	81	77	73			
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74			
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75			
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76			
	12 月以上	85	85	85	81	77			
	3 月未滿	85	85	85	81	77			
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82	78			

23	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83	79			
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80			
	12 月以上	85	89	89	85	81			
24	3 月未滿		89	89	85				
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86				
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87				
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88				
	12 月以上		93	93	89				
25	3 月未滿		93	93	89				
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90				
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91				
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92				
	12 月以上		97	97	93				
26	3 月未滿		97	97	93				
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94				
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95				
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96				
	12 月以上		101	101	97				
27	3 月未滿		101	101	97				
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98				
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99				
	9 月以上 12 月未滿		104	104	100				
	12 月以上		105	105	101				
28	3 月未滿		105	105					
	3 月以上 6 月未滿		105	106					
	6 月以上 9 月未滿		105	107					
	9 月以上 12 月未滿		105	108					
	12 月以上		105	109					
29	3 月未滿			109					
	3 月以上 6 月未滿			110					
	6 月以上 9 月未滿			111					
	9 月以上 12 月未滿			112					
	12 月以上			113					
30	3 月未滿			113					
	3 月以上 6 月未滿			113					
	6 月以上 9 月未滿			113					
	9 月以上 12 月未滿			113					
	12 月以上			113					

(6) 医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級							
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32

	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3 月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	79		
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
24	3 月未滿	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	83		
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		
25	3 月未滿	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
26	3 月未滿	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			

27	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
29	12 月以上	109	109	109	105			
	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
30	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
31	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
	3 月未滿	117	117	117				
32	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
33	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
34	12 月以上	125	125					
	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
35	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
36	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
	3 月未滿	133	133					
37	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
38	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
39	12 月以上	141	141					
	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					
	6 月以上 9 月未滿	143	143					
40	9 月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
	3 月未滿	145	145					
	3 月以上 6 月未滿	146	146					
40	6 月以上 9 月未滿	147	147					
	9 月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
	3 月未滿	149						
40	3 月以上 6 月未滿	150						
	6 月以上 9 月未滿	151						
	9 月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
40	3 月未滿	153						
	3 月以上 6 月未滿	154						
	6 月以上 9 月未滿	155						
	9 月以上 12 月未滿	156						
40	12 月以上	157						

41	3月未滿	157						
	3月以上 6月未滿	158						
	6月以上 9月未滿	159						
	9月以上 12月未滿	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の級が掲げられている級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

(1) 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上 12 月未滿	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上 12 月未滿	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未滿	29	9
	3 月以上 6 月未滿	30	10
	6 月以上 9 月未滿	31	11
	9 月以上 12 月未滿	32	12
	12 月以上	33	13
15	3 月未滿	33	13
	3 月以上 6 月未滿	34	13
	6 月以上 9 月未滿	35	13
	9 月以上 12 月未滿	36	14
	12 月以上	37	14

(2) 旧級が教育職員 I 俸給表の 5 級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
7	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
8	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
9	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
10	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
11	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
12	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1

	9 月以上 12 月未滿	28	1
	12 月以上	29	1
13	3 月未滿	29	1
	3 月以上 6 月未滿	30	1
	6 月以上 9 月未滿	31	1
	9 月以上 12 月未滿	32	1
	12 月以上	33	1
14	3 月未滿	33	1
	3 月以上 6 月未滿	34	1
	6 月以上 9 月未滿	35	1
	9 月以上 12 月未滿	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未滿	37	1
	3 月以上 6 月未滿	38	1
	6 月以上 9 月未滿	39	1
	9 月以上 12 月未滿	40	1
	12 月以上	41	1
16	3 月未滿	41	1
	3 月以上 6 月未滿	42	1
	6 月以上 9 月未滿	43	1
	9 月以上 12 月未滿	44	1
	12 月以上	45	1
17	3 月未滿	45	1
	3 月以上 6 月未滿	46	1
	6 月以上 9 月未滿	47	1
	9 月以上 12 月未滿	48	1
	12 月以上	49	1
18	3 月未滿	49	1
	3 月以上 6 月未滿	50	1
	6 月以上 9 月未滿	51	1
	9 月以上 12 月未滿	52	1
	12 月以上	53	1
19	3 月未滿	53	1
	3 月以上 6 月未滿	54	1
	6 月以上 9 月未滿	55	1
	9 月以上 12 月未滿	56	1
	12 月以上	57	1
20	3 月未滿	57	1
	3 月以上 6 月未滿	58	2
	6 月以上 9 月未滿	59	3
	9 月以上 12 月未滿	60	4
	12 月以上	61	5
21	3 月未滿	61	5
	3 月以上 6 月未滿	62	6
	6 月以上 9 月未滿	63	7
	9 月以上 12 月未滿	64	8
	12 月以上	65	9
22	3 月未滿	65	9
	3 月以上 6 月未滿	66	9
	6 月以上 9 月未滿	67	10
	9 月以上 12 月未滿	68	10
	12 月以上	69	11
23	3 月未滿	69	11
	3 月以上 6 月未滿	70	11
	6 月以上 9 月未滿	71	12
	9 月以上 12 月未滿	72	12
	12 月以上	73	13

附則別表第4 指定職員俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（附則第5項関係）

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4

附則別表第5 級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額の切替え(附則第6項関係)

(1) 旧級が一般職員俸給表の11級又は教育職員I俸給表の5級である職員以外の職員の新号俸

イ 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級	全ての俸給月額		40				
2級	全ての俸給月額		93(最高号俸)				
3級	全ての俸給月額		125(最高号俸)				
4級	365,400		85	85	86	86	87
	367,600		87	87	88	88	89
	369,800		89	90	91	92	93
	372,000		93	94	95	96	97
	374,200		97	98	99	100	101
	376,400		101	102	103	104	105
	378,600		105	106	107	108	109
	380,800		109	109	110	110	111
	383,000		111	111	112	112	113
	上記以外の俸給月額		113(最高号俸)				
5級	上記以外の俸給月額		113(最高号俸)				
6級	418,700		89	90	91	92	93
	上記以外の俸給月額		93(最高号俸)				
7級	429,200		77	78	79	80	81
	432,700		81	82	83	84	85
	上記以外の俸給月額		85(最高号俸)				
8級	453,200		69	70	71	72	73
	456,800		73	74	75	76	77
	上記以外の俸給月額		77(最高号俸)				
9級	489,400		53	54	55	56	57
	493,500		57	58	59	60	61
	上記以外の俸給月額		61(最高号俸)				
10級	513,000		37	38	39	40	41
	517,400		41	42	43	44	45
	上記以外の俸給月額		45(最高号俸)				

ロ 技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級	全ての俸給月額		121(最高号俸)				
2級	278,600		129	130	131	132	133
	280,100		133	134	135	136	137
	上記以外の俸給月額		137(最高号俸)				
3級	308,600		97	98	99	100	101
	310,400		101	102	103	104	105
	312,200		105	106	107	108	109
	314,000		109	109	110	110	111
	上記以外の俸給月額		111				
4級	326,100		129	130	131	132	133
	上記以外の俸給月額		133(最高号俸)				
5級	350,300		93	94	95	96	97

	352,500	97	98	99	100	101
	上記以外の俸給月額	101 (最高号俸)				
6級	全ての俸給月額	69 (最高号俸)				

ハ 教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級		355,500	149	150	151	152	153
		357,700	153	154	155	156	157
		上記以外の俸給月額	157 (最高号俸)				
2級		412,200	133	134	135	136	137
		415,000	137	138	139	140	141
		上記以外の俸給月額	141 (最高号俸)				
3級		472,500	109	110	111	112	113
		475,500	113	114	115	116	117
		上記以外の俸給月額	117 (最高号俸)				
4級		505,300	93	94	95	96	97
		508,600	97	98	99	100	101
		上記以外の俸給月額	101 (最高号俸)				

ニ 教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級		全ての俸給月額	125 (最高号俸)				
2級		443,200	141	142	143	144	145
		445,600	145	146	147	148	149
		上記以外の俸給月額	149 (最高号俸)				
3級		全ての俸給月額	93 (最高号俸)				
4級		全ての俸給月額	37 (最高号俸)				

ホ 医療職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級		全ての俸給月額	85 (最高号俸)				
2級		全ての俸給月額	105 (最高号俸)				
3級		全ての俸給月額	113 (最高号俸)				
4級		386,900	101	102	103	104	105
		上記以外の俸給月額	105 (最高号俸)				
5級		424,900	81	82	83	84	85
		上記以外の俸給月額	85 (最高号俸)				
6級		全ての俸給月額	65 (最高号俸)				
7級		491,600	49	50	51	52	53
		上記以外の俸給月額	53 (最高号俸)				
8級		全ての俸給月額	37 (最高号俸)				

へ 医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	旧俸給月額					
1級		321,000	161	162	163	164	165
		322,800	165	166	167	168	169
		上記以外の俸給月額	169 (最高号俸)				
2級		369,600	149	150	151	152	153
		上記以外の俸給月額	153 (最高号俸)				
3級		396,600	121	122	123	124	125
		上記以外の俸給月額	125 最高号俸)				
4級		408,600	105	106	107	108	109
		411,000	109	110	111	112	113
		上記以外の俸給月額	113 (最高号俸)				
5級		428,900	85	86	87	88	89
		431,400	89	90	91	92	93
		上記以外の俸給月額	93 (最高号俸)				
6級	全ての俸給月額		69 (最高号俸)				
7級	全ての俸給月額		57 (最高号俸)				

(2) 旧級が一般職員俸給表の11級又は教育職員Ⅰ俸給表の5級である職員の新号俸

イ 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧俸給月額	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	新級					
580,300		9級	37	38	39	40	41
		10級	14	14	15	15	15
上記以外の 俸給月額		9級	41 (最高号俸)				
		10級	15				

ロ 旧級が教育職員Ⅰ俸給表の5級である職員の新号俸

旧俸給月額	旧俸給経過		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	期間	新級					
592,800		5級	73	74	75	76	77
		6級	13	13	14	14	15
597,400		5級	77	78	79	80	81
		6級	15	15	16	16	17
上記以外の 俸給月額		5級	81 (最高号俸)				
		6級	17				

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日までの間においては、第21条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 第21条の2の規定は、平成16年4月2日から平成18年3月31日までの間に職員が勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同項第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び附則第 4 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 4 項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 異動保障給 当該特定職員の俸給月額に対する異動保障給の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する異動保障給の月額）
 - (3) 広域異動給 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動給の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する異動保障給の月額）
 - (4) 期末給 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）
 - (5) 勤勉給 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期間率及び成績率を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）
- (6) 第 41 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 第 41 条第 1 項 前各号に定める額
 - ロ 第 41 条第 2 項から第 5 項 前各号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
教育職員Ⅰ俸給表	5級
教育職員Ⅱ俸給表	4級
医療職員Ⅰ俸給表	6級
医療職員Ⅱ俸給表	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第40条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 別表第11に規定する義務教育等教員特別手当の月額は、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

(平成23年度)

別表第11（第31条関係）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000円	5,400円	8,600円	10,700円	17,100円
5～8	5,200円	5,700円	9,300円	11,100円	17,500円
9～12	5,400円	6,000円	9,700円	11,500円	17,900円
13～16	5,600円	6,300円	10,000円	12,400円	18,300円
17～20	5,900円	6,600円	11,000円	12,800円	18,700円
21～24	6,200円	7,000円	11,400円	13,200円	19,000円
25～28	6,500円	7,300円	11,800円	13,600円	19,400円
29～32	6,800円	7,600円	12,500円	14,000円	19,600円
33～36	7,100円	7,900円	12,800円	14,400円	19,900円
37～40	7,400円	8,300円	13,500円	14,800円	20,200円
41～44	7,700円	8,900円	13,800円	15,100円	20,200円
45～48	8,000円	9,300円	14,100円	15,500円	
49～52	8,300円	9,700円	14,400円	15,900円	
53～56	8,600円	10,500円	14,700円	16,300円	
57～60	8,800円	10,900円	15,200円	16,700円	
61～64	9,100円	11,300円	15,500円	17,100円	
65～68	9,400円	12,100円	16,100円	17,400円	
69～72	9,900円	12,500円	16,300円	17,700円	
73～76	9,700円	12,900円	16,500円	18,000円	
77～80	10,200円	13,300円	17,000円	18,300円	
81～84	10,400円	13,700円	17,200円	18,500円	
85～88	10,600円	14,000円	17,400円	18,700円	

89～ 92	10,800 円	14,400 円	17,600 円	18,900 円	
93～ 96	11,000 円	14,700 円	17,800 円	19,100 円	
97～100	11,200 円	15,000 円	18,100 円		
101～104	11,400 円	15,400 円	18,200 円		
105～108	11,500 円	15,700 円	18,300 円		
109～112	11,600 円	16,000 円	18,400 円		
113～116	11,700 円	16,300 円			
117～120	11,900 円	16,500 円			
121～124	12,000 円	16,800 円			
125～128	12,100 円	17,000 円			
129～132		17,200 円			
133～136		17,400 円			
137～153		17,600 円			

(平成 24 年度)

別表第 1 1 (第 3 1 条関係)

号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1～ 4	4,000 円	4,300 円	6,800 円	8,500 円	13,500 円
5～ 8	4,100 円	4,500 円	7,400 円	8,800 円	13,800 円
9～ 12	4,300 円	4,800 円	7,700 円	9,100 円	14,200 円
13～ 16	4,400 円	5,000 円	7,900 円	9,800 円	14,500 円
17～ 20	4,700 円	5,200 円	8,600 円	10,100 円	14,800 円
21～ 24	4,900 円	5,600 円	9,000 円	10,400 円	15,000 円
25～ 28	5,200 円	5,800 円	9,300 円	10,800 円	15,300 円
29～ 32	5,400 円	6,000 円	9,800 円	11,100 円	15,500 円
33～ 36	5,600 円	6,300 円	10,100 円	11,400 円	15,700 円
37～ 40	5,900 円	6,600 円	10,700 円	11,700 円	16,000 円
41～ 44	6,100 円	7,000 円	10,900 円	11,900 円	16,000 円
45～ 48	6,300 円	7,400 円	11,200 円	12,300 円	
49～ 52	6,600 円	7,700 円	11,400 円	12,600 円	
53～ 56	6,800 円	8,300 円	11,700 円	12,900 円	
57～ 60	7,000 円	8,600 円	12,000 円	13,200 円	
61～ 64	7,200 円	8,900 円	12,300 円	13,500 円	
65～ 68	7,400 円	9,500 円	12,700 円	13,800 円	
69～ 72	7,800 円	9,900 円	12,900 円	14,000 円	
73～ 76	7,700 円	10,200 円	13,100 円	14,200 円	
77～ 80	8,100 円	10,500 円	13,400 円	14,500 円	
81～ 84	8,200 円	10,800 円	13,600 円	14,600 円	
85～ 88	8,400 円	11,100 円	13,800 円	14,800 円	
89～ 92	8,600 円	11,400 円	13,900 円	14,900 円	
93～ 96	8,700 円	11,600 円	14,100 円	15,100 円	
97～100	8,900 円	11,900 円	14,300 円		
101～104	9,000 円	12,200 円	14,400 円		
105～108	9,100 円	12,400 円	14,500 円		
109～112	9,200 円	12,700 円	14,600 円		
113～116	9,300 円	12,900 円			
117～120	9,400 円	13,100 円			
121～124	9,500 円	13,300 円			
125～128	9,600 円	13,400 円			
129～132		13,600 円			
133～136		13,800 円			
137～144		13,900 円			
145～153		14,000 円			

- 9 切替日の前日において一般職給与法適用職員等であった者から、引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において本法人の職員であったと仮定した場合に受けることとなる俸給月額（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成 22 年改正規程附則 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。
- (1) 減額改定対象職員 100 分の 99.1
 - (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94
 - (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 44 条第 5 項の規定は、育児休業をした職員が平成 24 年 4 月 1 日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の第 44 条第 5 項の規定の適用については、同項中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下（当該期間のうち平成 24 年 4 月 1 日前の期間については、2 分の 1）」とする。
- 4 平成 24 年 4 月 1 日において改正後の国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年 3 月 30 日制定。以下「平成 18 年改正規程」という。）附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 17 条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日において改正後の平成 18 年改正規程附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日において改正後の平成 18 年改正規程附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 28 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 3 項の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 11 月 27 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する職員については、平成 26 年 4 月 1 日から施行日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を平成 27 年 1 月の給与支給日に支給する。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が必要な調整を行うことができる。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日までの間におけるこの規程の第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（学長が定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月 25 日制定）附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第 7	30,000 円	30,000 円を超えない範囲内で学長が定める額
-------	----------	--------------------------

- 7 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。
- 8 切替日前に職員がその勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。
- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、学長

が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、平成 28 年 11 月 24 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用日に本法人に在職する職員で、初任給調整手当を支給されていた者については、平成 28 年 4 月 1 日から適用日の前日までの間に支給した初任給調整手当の額と、この規程の改正後における初任給調整手当の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、別表第 4 に規定する扶養手当の月額額は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
配偶者	その他の職員	10,000 円	6,500 円	6,500 円	
	一般職 8 級職員等	10,000 円	6,500 円	3,500 円	
	一般職 9 級以上職員等	10,000 円	6,500 円	3,500 円	
子 (②)		8,000 円	10,000 円	10,000 円	
父母、祖父母、弟妹 及び重度心身障害 者	その他の職員	6,500 円	6,500 円	6,500 円	
	一般職 8 級職員等	6,500 円	6,500 円	3,500 円	
	一般職 9 級以上職員等	6,500 円	6,500 円	3,500 円	
配偶者が ない場合 の 1 人目	子 (②)	10,000 円 (①)	(配偶者がある場合の子 又は父母等と同様の手当 額とする)		
	父母等	その他の職員			9,000 円 (①)
		一般職 8 級職員等			9,000 円 (①)
		一般職 9 級以上職員等			9,000 円 (①)

①平成 29 年度において、配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を 1 人目の扶養親族とする。

②子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子は、5,000 円を加算する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 29 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 22 日から施行し、平成 29 年 12 月 21 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用日に本法人に在職する職員で、初任給調整手当を支給されていた者については、平成 29 年 4 月 1 日から適用日の前日までの間に支給した初任給調整手当の額と、この規程の改正後における初任給調整手当の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 31 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する職員で、施行日の前日に住居手当の支給対象となっており、この規程の改正後における住居手当の額が 2,000 円を超える減額となる職員については、令和 3 年 3 月 31 日までの間、施行日の属する月の前月の住居手当の額から 2,000 円を減じた額を住居手当として支給する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の第40条1項は令和4年2月1日から適用し、改正後の別表第13（第38条関係）は、施行日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給する勤勉給にあっては、別表第13（第38条関係）の「100分の195以下100分の120以上」とあるのは「100分の200以下100分の125以上」と、「100分の120未満100分の108.5以上」とあるのは「100分の125未満100分の113.5以上」と、「100分の97」とあるのは「100分の102」と、「100分の205以下100分の113.5以上」とあるのは「100分の210以下100分の118.5以上」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月26日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年11月29日から施行する。
（人事院勧告による給与改正等に伴う措置）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、令和5年4月1日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。
- 3 令和5年12月に支給する期末給にあっては、別表第13（第38条関係）の「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の65」と読み替えて適用するものとする。
- 4 令和5年12月に支給する勤勉給にあっては、別表第13（第38条関係）の「100分の197.5以下100分の122.5以上」とあるのは「100分の200以下100分の125以上」と、「100分の122.5未満100分の111以上」とあるのは「100分の125未満100分の113.5以上」と、「100分の99.5」とあるのは「100分の102」と、「100分の237.5以下100分の146.5以上」とあるのは「100分の240以下100分の149以上」と、「100分の146.5未満100分の132以上」とあるのは「100分の149未満100分の134.5以上」と、「100分の119.5」とあるのは「100分の122」と、「100分の207.5以下100分の116以上」とあるのは「100分の210以下100分の118.5以上」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と読み替えて適用するものとする。
（定年引き上げに伴う経過措置）
- 5 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職

員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

- 6 職員就業規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定による管理職以外の職への降任等をされた職員であって、当該管理職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 5 項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第 5 項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、令和 5 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規定の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

別表第1-1 (第9条関係)

一般職員俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							

99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考：この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-2 (第9条関係)

技能・労務職員俸給表

(単位：円)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	

77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		

117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。

- (1) 衛士等の監視、警備等の業務に従事する者
- (2) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- (3) 機械手、電気手等の機器の操作、保守等の業務に従事する者
- (4) 介護の業務に従事する者

別表第 1 - 3 (第 9 条関係)

教育職員 I 俸給表

(単位：円)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	

45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		
90	303,800	356,700	419,800	456,200		
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		

97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					

149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

備考： この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員に適用する。

別表第1-4 (第9条関係)

教育職員Ⅱ俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	

45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	
79	284,700	346,900	401,600	419,000	
80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700	
82	287,100	352,100	404,200	420,100	
83	287,900	353,500	404,900	420,500	
84	288,700	355,100	405,700	420,800	
85	289,600	356,300	406,400	421,100	
86	290,400	357,900	407,200	421,500	
87	291,100	359,400	407,900	421,900	
88	291,900	360,900	408,600	422,200	
89	292,800	362,200	409,200	422,500	
90	293,700	363,500	409,900	422,800	
91	294,600	364,800	410,400	423,100	
92	295,300	366,200	411,100	423,300	
93	295,600	367,600	411,500	423,500	
94	296,300	368,900	411,900		
95	297,000	370,100	412,200		
96	297,700	371,200	412,500		

97	298,400	372,200	412,700		
98	299,200	373,200	413,000		
99	300,000	374,200	413,300		
100	300,700	375,100	413,500		
101	301,400	375,900	413,700		
102	301,800	376,900	414,000		
103	302,200	377,800	414,300		
104	302,600	378,700	414,500		
105	302,800	379,500	414,700		
106	303,100	380,400	415,000		
107	303,400	381,300	415,300		
108	303,600	382,200	415,500		
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000	416,000		
111	304,300	384,900	416,300		
112	304,600	385,800	416,500		
113	304,800	386,400	416,700		
114	305,000	387,300	417,000		
115	305,200	388,200	417,300		
116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			

149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			

備考：(1)この表は、附属中学校、小学校及び幼稚園の校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。

(2)この表の適用を受ける附属中学校、小学校及び幼稚園の校長、園長及び教頭のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-5 (第9条関係)

医療職員 I 俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	

47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				

99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。

- (1) 薬剤師 (2) 栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員 (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員
- (7) 歯科衛生士及び歯科技工士 (8) その他の医療技術職員

別表第1-6 (第9条関係)

医療職員Ⅱ俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600

47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			

99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					

151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。
(1) 保健師 (2) 助産師 (3) 看護師 (4) 准看護師

別表第 1 - 7 (第 9 条関係)

指定職員俸給表
(単位：円)

号俸	俸給月額
1	632,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000

備考：この表は、学長が指定した職員に適用する。

別表第 2 (第 2 1 条関係)

異動保障給の月額

期 間	月 額
1 年目	(俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 役職給 + 扶養手当) × 異動前地域に係る異動保障給に相当する手当の支給割合 × 100%
2 年目	(俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 役職給 + 扶養手当) × 異動前地域に係る異動保障給に相当する手当の支給割合 × 80%

※ 1 円未満の端数は切り捨て

別表第 3 (第 2 2 条関係)

教職調整給の月額

支給する職員	月 額
教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員のうち 1 級、2 級又は特 2 級である者	俸給 × 4 / 100

※ 1 円未満の端数は切り捨て

別表第 4 (第 2 3 条関係)

扶養手当の月額

扶 養 親 族	月 額		
	その他の職員	一般職 8 級職員等	一般職 9 級以上職員等
配偶者、孫、父母、祖父母、弟妹及び重度心身障害者	6,500 円	3,500 円	
子	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	※子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子は、5,000 円を加算する。		

①一般職 8 級職員等は、一般職員俸給表 8 級、教育職員 I 俸給表 5 級又は医療職員 I 俸給表 8 級の職員とする。

②一般職 9 級以上職員等は、一般職員俸給表 9 級以上又は教育職員 I 俸給表 6 級の職員とする。

別表第5（第24条関係）

住居手当の月額

住居の種類	月 額	
①借家・借間 (第24条第1号)	家賃の月額	計 算 式
	27,000円以下	家賃額－16,000円
	27,000円を超え 61,000円未満	(家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円
	61,000円以上	28,000円
②借家・借間 (第24条第2号)	①により算出される額の2分の1の額	

※100円未満の端数は切り捨て

別表第6（第25条関係）

通勤手当の月額

通勤の種類	月 額					
交通機関等 (第25条第1号第1号)	運賃等相当額。ただし、運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円					
自動車等 (第25条第1号第2号)	使用距離に応じた次に掲げる額					
	5 km未満	5 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満
	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円
	30 km以上 35 km未満	35 km以上 40 km未満	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満
	18,700円	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円
	60 km以上					
31,600円						
交通機関等と自動車等との併用者 (第25条第1号第3号)	①利用する交通機関等の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、自動車等の使用距離が片道2 km以上の者 運賃等相当額と自動車等の額との合計額。ただし、運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円 ②①以外の者 運賃等相当額と自動車額のいずれか高い額					

※1円未満の端数は切り捨て

別表第7（第26条関係）

単身赴任手当の月額

月 額				
30,000円 + 加算額				
加算額（職員の住居と配偶者の住居（配偶者のいない職員については子の住居）との間、交通距離が100 km以上の職員について、交通距離に応じて次の額）				
100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満	700 km以上 900 km未満	900 km以上 1,100 km未満
8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円
1,100 km以上 1,300 km未満	1,300 km以上 1,500 km未満	1,500 km以上 2,000 km未満	2,000 km以上 2,500 km未満	2,500 km以上
46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円

別表第 8 (第 28 条関係)

初任給調整手当の月額

期 間	月 額	期 間	月 額
1 年未満	51,100 円	18 年以上 19 年未満	29,700 円
1 年以上 2 年未満	51,100 円	19 年以上 20 年未満	28,300 円
2 年以上 3 年未満	51,100 円	20 年以上 21 年未満	26,900 円
3 年以上 4 年未満	51,100 円	21 年以上 22 年未満	26,300 円
4 年以上 5 年未満	51,100 円	22 年以上 23 年未満	25,700 円
5 年以上 6 年未満	51,100 円	23 年以上 24 年未満	24,700 円
6 年以上 7 年未満	49,300 円	24 年以上 25 年未満	24,100 円
7 年以上 8 年未満	47,500 円	25 年以上 26 年未満	23,500 円
8 年以上 9 年未満	45,700 円	26 年以上 27 年未満	22,900 円
9 年以上 10 年未満	43,900 円	27 年以上 28 年未満	22,300 円
10 年以上 11 年未満	42,100 円	28 年以上 29 年未満	21,500 円
11 年以上 12 年未満	40,300 円	29 年以上 30 年未満	21,200 円
12 年以上 13 年未満	38,500 円	30 年以上 31 年未満	20,800 円
13 年以上 14 年未満	36,700 円	31 年以上 32 年未満	20,200 円
14 年以上 15 年未満	35,300 円	32 年以上 33 年未満	19,300 円
15 年以上 16 年未満	33,900 円	33 年以上 34 年未満	18,400 円
16 年以上 17 年未満	32,500 円	34 年以上 35 年未満	17,700 円
17 年以上 18 年未満	31,100 円		

※期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

別表第 9 (第 29 条関係)

宿日直手当の額

種 類	支 給 額 (1 回当たり)
事務の宿日直	6,400 円
看護部の宿日直	6,400 円
薬剤部、検査部、放射線部等の宿日直	6,100 円
医師の宿日直	10,500 円

別表第 10 (第 30 条関係)

管理職員特別勤務手当の額

区 分		支給額 (勤務(実働時間が 6 時間を超える勤務) 1 回)	
		第 30 条第 1 項の勤務	第 30 条第 2 項の勤務
指定職員俸給表適用職員		18,000 円 (27,000 円)	
役職給支給職員 の区分	1 種	12,000 円 (18,000 円)	6,000 円
	2 種	10,000 円 (15,000 円)	5,000 円
	3 種	8,000 円 (12,000 円)	4,300 円
	4 種	6,000 円 (9,000 円)	3,500 円
	5 種	4,000 円 (6,000 円)	3,000 円
第 30 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。			

別表第 11 (第 31 条関係)

義務教育等教員特別手当の月額
 (教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける附属学校等教員)

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～ 4	2,900円	3,100円	5,000円	6,200円	9,900円
5～ 8	3,000円	3,300円	5,400円	6,400円	10,100円
9～ 12	3,100円	3,500円	5,600円	6,700円	10,400円
13～ 16	3,200円	3,600円	5,800円	7,100円	10,600円
17～ 20	3,400円	3,800円	6,200円	7,400円	10,800円
21～ 24	3,600円	4,100円	6,600円	7,600円	11,000円
25～ 28	3,800円	4,200円	6,800円	7,900円	11,200円
29～ 32	3,900円	4,400円	7,100円	8,100円	11,300円
33～ 36	4,100円	4,600円	7,400円	8,300円	11,500円
37～ 40	4,300円	4,800円	7,800円	8,600円	11,700円
41～ 44	4,500円	5,100円	8,000円	8,700円	11,700円
45～ 48	4,600円	5,400円	8,200円	9,000円	
49～ 52	4,800円	5,600円	8,400円	9,200円	
53～ 56	4,900円	6,000円	8,600円	9,400円	
57～ 60	5,100円	6,300円	8,800円	9,700円	
61～ 64	5,300円	6,500円	9,000円	9,900円	
65～ 68	5,400円	6,900円	9,300円	10,100円	
69～ 72	5,600円	7,200円	9,400円	10,200円	
73～ 76	5,700円	7,500円	9,600円	10,400円	
77～ 80	5,900円	7,700円	9,800円	10,600円	
81～ 84	6,000円	7,900円	10,000円	10,700円	
85～ 88	6,100円	8,100円	10,100円	10,800円	
89～ 92	6,300円	8,300円	10,200円	10,900円	
93～ 96	6,400円	8,500円	10,300円	11,100円	
97～100	6,500円	8,700円	10,500円		
101～104	6,600円	8,900円	10,500円		
105～108	6,700円	9,100円	10,600円		
109～112	6,700円	9,300円	10,700円		
113～116	6,800円	9,400円	10,700円		
117～120	6,900円	9,600円	10,700円		
121～124	6,900円	9,700円			
125～128	7,000円	9,800円			
129～132		10,000円			
133～136		10,100円			
137～144		10,200円			
145～148		10,300円			
149～153		10,400円			
154～157		10,400円			

処遇改善手当の月額

支給する職員	月 額
教育職員Ⅱ俸給表のうち3級である者	20,000円
教育職員Ⅱ俸給表のうち2級である者	18,000円
看護師、准看護師、助産師、保健師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、介護福祉士、保育士、救急救命士、ソーシャルワーカー及びドクターズクラークの業務に従事する者	2,500円

※月の初日において当該月に深夜の全部を含む勤務を割り振られている職員（看護師及び助産師（宮崎市立田野病院を除く。））には、9,500円を追加で支給する。

別表第12（第35条関係）

期末給

支 給 額			
支給額＝（俸給＋調整給＋教職調整給＋扶養手当＋異動保障給＋広域異動給 ＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×期別支給割合×在職期間別割合			
役職段階別加算額			
俸 給 表	職 務 の 級		加 算 割 合
一般職員	10級・9級・8級		100分の20
	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
技能・労務職員	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5
教育職員Ⅰ	5級・6級（学長が指定する者）		100分の20
	5級・4級（学長が指定する者）		100分の15
	4級・3級		100分の10
	2級（修士修了後5年以上の者に限る）		100分の5
教育職員Ⅱ	4級（学長が指定する者）		100分の20
	4級		100分の15
	3級・特2級		100分の10
	2級（大学卒後12年以上の者に限る）		100分の5
医療職員Ⅰ	8級・7級・6級		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級・		100分の5
	2級（短大3卒後15年以上の者に限る）		100分の5
医療職員Ⅱ	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級（短大3卒後15年以上の者に限る）		100分の5
指定職員			100分の20
管理職加算額			
俸 給 表	役職給の区分	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職員	Ⅰ種	7級・8級・9級・10級	25%
	Ⅱ種		15%
	Ⅲ種		10%
教育職員Ⅰ	Ⅱ種	5級・6級	15%
	Ⅲ種①		10%
医療職員Ⅰ	Ⅲ種①	7級・8級	10%
医療職員Ⅱ	Ⅱ種	6級・7級	15%
	Ⅲ種①		10%
指定職員			25%
①は学長が定める者に限る。			
期別支給割合			
基 準 日	一般の職員	特定幹部職員②	指定職員俸給表適用職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の62.5
12月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の62.5
②の特定幹部職員は、次の職員とする。			
俸 給 表	職 務 の 級		役職給の区分
一般職員	7級・8級・9級・10級		Ⅰ種・Ⅱ種
教育職員Ⅰ	5級・6級		
医療職員Ⅰ	7級・8級		
医療職員Ⅱ	6級・7級		
在職期間別割合			
在 職 期 間			割 合
6箇月			100分の100
5箇月以上6箇月未満			100分の80
3箇月以上5箇月未満			100分の60
3箇月未満			100分の30

※1円未満の端数は切り捨て

別表第13（第38条関係）

勤勉給

支 給 額		
支給額 = (俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 異動保障給 + 広域異動給 + 役職段階別加算額 + 管理職加算額) × 期間率 × 成績率		
役職段階別加算額及び管理職加算額の対象となる職員は、期末給と同様		
期間率		
勤 務 期 間		割 合
6 箇月		100 分の 100
5 箇月 15 日以上	6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上	5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上	5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上	4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上	4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上	3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上	3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上	2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上	2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上	1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上	1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満		100 分の 5
0		0
成績率		
成 績 区 分	一般の職員	特定幹部職員
	成 績 率	成 績 率
特に優秀	197.5/100 以下 122.5/100 以上	237.5/100 以下 146.5/100 以上
優秀	122.5/100 未満 111/100 以上	146.5/100 未満 132/100 以上
良好	99.5/100	119.5/100
良好でない	99.5/100 未満	119.5/100 未満
成 績 区 分	指定職員俸給表適用職員	
	成 績 率	
	優秀	207.5/100 以下 116/100 以上
	良好	102.5/100
良好でない	102.5/100 未満	

※ 1 円未満の端数は切り捨て